

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

1. 3-2-10（出資法第5条第7項）

（1）ガイドライン改正の趣旨等

意見の概要	回答
既存の保証会社の保証料に、今回のガイドライン改正の内容を適用することは、一方的な不利益変更であり問題ではないか。	<p>出資法第5条第7項については、最高裁判決において「（貸し手が）受ける元本以外の金銭は当該貸付に関するものと認められる限り利息の実質を有すると否とを問わず、すべてを利息とみなし、契約の締結及び債務の弁済の費用といえどもその例外としない趣旨である」（昭和57年12月21日）と判示されていることも踏まえ、従来から、当該貸付に関連して最終的には保証会社に払い込まれる保証料等についても、貸し手がこれを代理受領した場合には「みなし利息」に該当すると解されており、当局としても、この解釈に基づき貸金業者の監督にあたってきたところです。</p> <p>本ガイドライン改正は、上記解釈に対する認識不足から行政処分を受ける貸金業者の事例が引き続き見られることから、これを周知するため行うものであり、従来の解釈・運用を変更するものではありません。</p> <p>なお、上記の解釈はあくまでも現行の出資法にかかるものであり、今後、出資法等が改正された場合には、それに即した解釈が示されるものと承知しております。</p>
資金需要者が負担する保証料、保険料、担保権設定費用、不動産鑑定費用等は生活行為であり、資本取引（金銭消費貸借）に伴う利払と同列視してはならないのではないかと。	
なぜ、この時期に、出資法の「みなし利息」に関するガイドラインの改正を行ったのか。	
先般、与党から示された「貸金業法の抜本改正の骨子」では、みなし利息の定義として「公租公課及びそれと同視すべき費用は除外」となっているが、それとは解釈が異なるのか。	

（2）保証業者に直接支払われる保証料

「みなし利息」を「代理受領」に限定するのは狭きに失するのではないかと。代理受領に限らず、貸金業者が保証会社を指示して、保証料の支払いを条件に融資するような場合については、送金を指示した保証料も利息とみなすべきではないかと。	<p>今般のガイドライン改正は、（1）の回答に述べたとおり、出資法の現行の解釈を明確化するものであり、当庁が一方的に「みなし利息」の概念を拡大するような解釈を行うことは困難です。</p> <p>ただし、保証業者に直接支払われる保証料についても、有権解釈においては、一般論として、それが名目にすぎず、貸金業者が保証業者と共謀して上限金利を潜脱する目的があり、実際には貸金業者が保証料を取得するなど、保証料が出資法第5条第7項の金銭の貸付を行う者がその貸付に関し受ける金銭と認められる場合等には出資法違反に該当することもあり得ると解されていると承知しており、当局としても、この考え方を踏まえて貸金業者の監督にあつております。</p>
貸金業者が保証会社を指定し、当該保証会社へ保証料を振り込ませることがよく行われている。そして、貸金業者と保証会社は別法人であるが、保証会社が貸金業者に保証料を還元しているような場合には「みなし利息」に該当するのか。	
本ガイドラインの内容を、保証業者等が直接保証料を受領したり要求した場合も出資法第5条第7項の「みなし利息」の範囲に含まれるような規定振りにすべきではないかと。	

（3）代理受領行為等

代理受領行為の有無は、取引実態と無関係に、金銭現物が一旦貸付けを行う者の手を経たか否かで判断されるのか。例えば印紙代において、債務者へ貸付金の全額を交付して、その後郵便局発行の領収書と印紙代金員の交換授受を行っても、代理受領行為と解されるのか。また、例えば、債務者からの印紙の現物供与、司法書士へ直接登記費用を支払う場合など、債権者が金銭を受け取らない場合はどうか。	<p>代理受領の有無は、貸金業者が金銭を一旦受領したかどうかで判断されるものであり、その利益が貸金業者に実質的に帰属するかどうかは問わないものと理解しております。したがって、貸金業者が、債務者から印紙代相当額を受け取り、その後、当該金銭を郵便局において印紙の購入に充てた場合においても、出資法上の「みなし利息」に該当することとなります。他方、債務者が印紙を現物供与したり、司法書士に直接登記費用を支払う場合は、利息に該当しないものと考えられます。</p>
公正証書作成費用については、契約証書に「公正証書作成費用は顧客負担」と明記することで、実質金利に計算しなくともよいと考えるが、その取り扱いでよいのか。	<p>貸金業者が、司法書士等に代わって公正証書作成費用を代理受領した場合には、契約証書に「公正証書作成費用は顧客負担」と明記しても出資法第5条第7項において利息とみなされるものと考えられます。</p>

<p>今回のガイドライン案では、債務者が収入印紙代を負担することが全て「みなし利息」に該当するかなのような誤解を生じることがあることから、貸金業者が収入印紙代を債務者から受領した場合に限定されるよう文言を修正すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の懸念もあることから、「貸金業者が債務者から受領した場合には、これらも利息に含まれる」という文言を加えて修正しました。</p>
<p>みなし利息の例示として「振込手数料」が記載されているが、債務者が債権者口座への弁済金を振り込む際に、債務者が負担している金融機関振込手数料は、これに該当するののか。これらが該当しないのなら、「貸付金の振込手数料」と記述すべきではないか。</p>	<p>債務者が債権者口座への弁済金を振り込む際に負担している金融機関振込手数料は、貸金業者が受領しておらず、「みなし利息」に該当しないものと考えます。 しかし、振込手数料については、貸付金の振込手数料に限らず、貸金業者が代理受領した保証料を保証会社に振り込む際の振込手数料もあり、「貸付金の振込手数料」に限定することは適切でないと考えます。</p>

(4) 天引き利息

<p>貸金業者が、貸付けに当たり、金銭消費貸借契約書に貼付すべき収入印紙代や債務者の銀行口座へ貸付金を振込む際の振込手数料等の契約の締結に関する費用を天引きして元本を交付した場合には、当該収入印紙代は出資法第5条第7項の「みなし利息」に該当するののか。</p>	<p>出資法においては、ご指摘のような契約締結の費用を天引きして元本額が交付された場合には、当該天引きされた契約締結費用は利息とみなされます。なお、その場合、出資法第5条第5項により、実際に交付された交付額を元本額として利息を計算することとなります。</p>
--	---

2. 3-2-6 (取立て行為の規制)

(1) 保険金による債務の弁済の意味

<p>既に貸付とは無関係に債務者に保険金請求権が生じていたり、保険金を受領していた場合に、当該保険金による弁済を求めることまでも禁止されるののか。</p>	<p>今般のガイドライン改正は、貸金業者が債権回収のために、債務者に対して、自らその身体、生命、財産を害して保険金請求事由を生ぜしめることを強要したり、示唆することは禁止されるとの解釈を明確化するものです。 したがって、ここでいう「保険金」は、貸付時に加入する団体信用生命保険には限らず、債務者が従前から加入している生命保険にかかるものも含まれます。 他方、取立時に、既に債務者に保険金請求権が発生している場合や、債務者が保険金を受領していた場合に、これを原資として弁済を求めることまでも禁止するものではありません。</p>
<p>このガイドラインは貸付時に加入する団体信用生命保険についてのみ適用されるののか。</p>	

(2) 貸付時の保険加入

<p>住宅ローンについて団体信用生命保険や火災保険等への加入を条件としたり、消費者信用団体生命保険への加入同意を求めることは、本ガイドラインに抵触しないと考えるか。</p>	<p>今般のガイドライン改正は、取立行為の規制内容を明確化するものであり、貸付時の契約条件を規定するものではありません。ただし、弁済が困難になった際に保険金で支払うべきことを示唆することは、貸付契約時や保険加入時であっても、当然、許容されません。</p>
--	---

(3) その他

<p>保険について貸金業者が担保権を設定することも禁止すべき。</p>	<p>事務ガイドラインは現行法の解釈等を明確化するものであり、新たな義務や禁止規定を創設することはできませんので、制度関連のご意見として記録にとどめさせていただきます。</p>
<p>貸金業者による消費者信用団体生命保険の利用を禁止すべき。</p>	